平成２４年（フ）第７４号
青森市大字石江字高間112番地37　メゾンＲＥＩ－６－201号
債務者　長見　公陽
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
熊本県荒尾市金山1911番地38
債務者　馬場　英大
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１８号
熊本県荒尾市四ツ山町１丁目２番15号１
債務者　植田　信人
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２８６８号
東京都多摩市愛宕３丁目４－４－406
債務者　荘司五津子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３８号
東京都足立区江北１丁目16－５－501
債務者　パンタ明美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９４９号
東京都世田谷区北沢３丁目４－９
債務者　南條　将也
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５１号
東京都品川区平塚１丁目18－３－103
債務者　村上　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５２号
東京都新宿区四谷４丁目19－３－209
債務者　金内　健次
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５９号
東京都品川区八潮５丁目12－69－814
債務者　水谷　千佐
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９６２号
東京都杉並区西荻南１丁目４－18－103
債務者　小崎あつみ
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００１号
神奈川県横浜市港南区港南３丁目25－19　スカイハイツＫ202
債務者　後村　武生
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００２号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢１丁目６－２－101
債務者　小林　良幸
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００３号
神奈川県川崎市多摩区登戸3230－102
債務者　田中摩利子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００４号
神奈川県横浜市青葉区荏子田３丁目16－31
債務者　中島　桃子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００７号
神奈川県川崎市川崎区桜本２丁目33－17－202
債務者　細野　聖道
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３００８号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西12－502
債務者　水野八千代（旧姓忠地）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部